令和８年　第８回

定例総会　会議録

志布志市農業委員会

令和８年第８回　志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和８年８月20日（木）					
招集の場所	志布志市役所有明庁舎　３階会議ホール					
開閉会の日時及び宣言	開会	令和　８　年　８　月　20　日　　午前　９　時　30　分				
	閉会	令和　８　年　８　月　20　日　　午前　10　時　19　分				
応（不応）招委員並びに欠席委員 ○　出席 ×　欠席 △　不応招 公　公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	上野　克比古	×	11	神宮司　順子	○
	2	福岡　裕幸	○	12	畑山　豊子	○
	3	有馬　實彦	○	13	宮脇　茂樹	○
	4	萩迫　修作	○	14	平井　利昭	○
	5	吉野　寅三	○	15	坪山　博志	○
	6	坂中　則雄	○	16	平川　眞由美	○
	7	柳井　義郎	○	17	福岡　剛	○
	8	宮脇　勇	×	18	中之内　瑞穂	○
	9	隈元　健二	○	19	小園　広行	○
	10	杤山　信彦	○	20	福留　幸嘉	○
会議録署名委員	席番　２　番	福岡　裕幸		席番　６　番	坂中　則雄	
職務のため出席した者職氏名	事務局長	高野		事務局次長	圖師	
	農地ＧＳＬ	仮屋		主任主査	牛込	
	主　事	花木		主　事	中吉	
	主　事	河野				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏　　名	出欠の別	番 号	氏　　名	出欠の別
1	脇田　廣昭	×	9	鎌田　勝利	○
2	工藤　雅彦	×	10	大田　唯春	×
3	嶽　利浩	○	11	本田　浩昭	○
4	今市　光則	×	12	春田　豊美	×
5	池袋　良子	×	13	圓福　悟	×
6	谷宮　誠實	×	14	垣内　りえ子	×
7	下山　重治	×	15	竹吉　雄二	○
8	道山　幸治	×	16	山下　直樹	×

会議に付した事件	議案第48号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第49号　農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第50号　農地法第５条の規定による許可申請について 議案第51号　農用地利用集積等促進計画（案）の承認について 議案第52号　地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見について

議長	萩迫	ただいまから、令和８年第８回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。 上野委員、宮脇勇委員から欠席の届出がございました。 日程第１、議事録署名委員の指名をいたします。 志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番２番、福岡裕幸委員と、席番６番、坂中委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。会期は本日１日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、会期は本日１日限りと決定いたします。 日程第３、休会中の報告を行います。 最初に、竹吉委員の報告を２件まとめてお願いいたします。
委員	竹吉	宮脇勇委員が欠席ですので、代わりまして報告いたします。 ○○さん、○○さんの２件につきまして、現在活動しておりますが、まだ決定には至っておりません。引き続き活動を継続して参ります。 以上で報告終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	○○さんの分ですが、なかなか買い手が見つからず難航していますが、引き続き活動を継続していきたいと思います。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	○○さんの分ですが、近くの住宅も欲しいということで、一緒に話を進めていたんですけども、ちょっと住宅の方は、なかなか譲渡人からの返答はなく、そして、畑の方も今後縮小したいっていうような旨を言われましたので、今後どうするか、またもう１回話し合いをして、来月報告したいと思います。以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	○○さんの分ですけども、現在、買い手からの要望等などがちょっと発生していろいろと今駆けずり回っているところで、まだ成立には至ってません。引き続き活動して参ります。
議長	萩迫	次に、私の関係分について報告いたします。 ７月 23 日、鹿屋市にて、大隅地区農業委員会連絡協議会総会に出席、８月３日、事務打合せを、７日、議案打合せをそれぞれ事務局にて行いました。また、７日、宮脇茂樹委員と、農地所有適格法人現地確認を、伊崎田地区の法人事務所にて、行いました。 以上で、報告を終わります。

	次に、日程第４、議案第 48 号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、５ページ、番号 100 番について審議いたします。番号 100 番の譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。 本日は、〇〇さんが来られておりますので、〇〇さんの入室を許可いたします。
会場	（〇〇氏　入室）
議長　萩迫	それでは、事務局の報告をお願いいたします。
事務局　花木	それでは議案第 48 号、農地法第３条の規定による許可申請の番号 100 番について、ご説明申しあげます。議案書は５ページ、総会資料は８ページから 11 ページです。 まず、譲渡人は、兵庫県にお住まいの〇〇さん 81 歳で、譲受人は、鹿児島市にお住まいの〇〇さん 77 歳です。 申請地は、記載されているとおりでございますが、拠点となる曽於市末吉町の別宅から約 20 分のところにあります。 申請事由は、親戚間による贈与・受贈でございます。 譲受人の〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないため、お呼びしております。本日は〇〇さんの代理で、ご主人の〇〇さんにご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 10 ページの営農計画書のとおりでございますが、夫と２名で自家消費用の野菜を栽培しており、申請地にはカボチャと甘藷を作付けするとのことです。 また、耕うん機１台、軽トラック１台を所有しています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上で、番号 100 番について説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
委員　中之内	〇〇さん、おはようございます。 今日は鹿児島の方から、大変ご苦労様でございます。 末吉の方の別宅からこちらにこられるということですけれども、若干ちょっと距離があって遠いかと思うのですが、そこら辺について少しお話をお聞きしたいという風に思いますが、大丈夫でしょうか。
会場　〇〇	もともと私は末吉の出身で、家内は通山の出身ですけども、今、鹿児島市に住んでいるのですけども、退職後、野菜づくりを本格的に始めて、農業大学校で１年間、野菜づくりを学んだりして、それで末吉の方は、母が亡くなったもんですから、そのあとそこの家が空いてまして、そこはもうテレビもエアコンもお風呂も全部あるところで、そこに今、週４日ほど来て、野菜づくりをしていますけど、こちらの方までは末吉の方からは、今は高規格道路があり、今朝測ってきましたら 12,3 分で着くようですけども、有料になっ

	ても裏道を通ってくれば、大して時間かからないと思いますので、大丈夫だと思います。
議長　萩迫	よろしいですか。他にご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	他にご意見もないようですので、〇〇さんには、ここで退席いただきます。 お忙しいところ、ありがとうございました。
会場	（〇〇さん　退席）
議長　萩迫	他にご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 101 番と、６ページ、番号 102 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 よって、番号 101 番と番号 102 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。 それでは、事務局の報告を２件まとめてお願いいたします。
事務局　河野	それでは議案第 48 号、農地法第３条の規定による許可申請の番号 101 番と 102 番について、ご説明申しあげます。議案書は、５ページから６ページ、総会資料は 12 ページから 18 ページです。 まず番号 101 の譲渡人は、鹿児島市にお住まいの〇〇さん、68 歳で、譲受人は、串間市にお住まいの〇〇さん、63 歳です。譲受人の〇〇さんは、認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。 申請地は、記載されているとおりで、自宅から 19 ㎞のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 次に、番号 102 の譲渡人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さん、84 歳で、譲受人は先ほどと同じく〇〇さんです。 申請地は、記載されているとおりでございます。自宅から 19 ㎞のところにあります。申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 15 ページの営農計画書のとおりで、甘藷を主に栽培しており、申請地には水稲・甘藷・栗を作付けするとのことです。 また、トラクター３台、自走式田植え機１台、ハーベスター２台、トラック２台を所有しています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上で、番号 101 番と 102 番について説明を終わります。

	ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号101番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号102番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、６ページ、番号103番について、審議いたします。番号103番は、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場	（〇〇委員　退席）
議長　萩迫	それでは、神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員　神宮司	会長より依頼がありました番号103番を報告いたします。 議案書は６ページ、総会資料は19ページです。 譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さん、70歳、譲受人は、同じく安楽にお住まいの〇〇さん、72歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、10分以内のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、夫婦で水稲を主に栽培しており、今までもこの土地で長年水稲を耕作してきた経緯があります。 これからも水稲を作付けする予定とのことです。 またトラクター２台、耕運機１台、自走式田植え機２台、コンバイン２台、軽トラック２台を保有しています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。

会場	（〇〇委員　入室）
議長　萩迫	次に、７ページ、番号 104 番について、審議いたします。それでは、小園委員の報告をお願いいたします。
委員　小園	会長より依頼のありました番号 104 番を報告いたします。 議案書は７ページ、総会資料は 20 ページです。 譲渡人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、譲受人宅から、車で 10 分ぐらい、森山駐在所からは、徒歩１、２分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、経営の安定化でございます。 〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、ご主人が認定農業者であり、ご夫婦２人でピーマンを主に栽培しており、申請地にも、ピーマンを作付けする予定とのことです。 また、トラクター１台を保有しています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 105 番について、審議いたします。それでは、神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員　神宮司	会長より依頼のありました番号 105 番を報告いたします。 議案書は７ページ、総会資料は 21 ページです。 譲渡人は、志布志町安楽の上門にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく上門にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、３分以内のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。 〇〇さんは、兼業農家で、冬瓜、里芋、えんどう豆を主に栽培しており、申請地には、冬瓜を作付けする予定とのことです。 また、トラクター１台所有しています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

会場	委員	（会場　なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 106 番について、審議いたします。それでは、小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	会長より依頼のありました番号 106 番を報告いたします。 議案書は７ページ、総会資料は 22 ページです。 譲渡人は、東京都小金井市中町にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志町帖の宝満集落にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅から、車で 12,3 分のところにあり、松山町下中村の福留自動車整備工場から１、２分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、ご両親とご夫婦４人と、常時３人の雇用で、ピーマン、キュウリ、じゃがいも等を主に栽培しており、申請地には、じゃがいもを作付する予定とのことです。 また、トラクター７台、管理機３台、軽トラ４台を保有しています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場　なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、８ページ、番号 107 番について、審議いたします。それでは、柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	会長より依頼がありました番号 107 番を報告いたします。 議案書は８ページ、総会資料は 23 ページです。 譲渡人は、千葉県千葉市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、約３分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、家族５人で、甘藷 500ａ、水稲 60ａを主に栽培しており、申請地にも水稲を作付けするとのことでした。

		また、トラクター６台、甘藷機械一式、田植え機、コンバイン等を保有されています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも、支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場　なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 108 番について、審議いたします。それでは、同じく柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	会長より依頼のありました番号 108 番を報告いたします。 議案書８ページ、総会資料は 24 ページです。 譲渡人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、約５分以内のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、家族で畜産業を営んでおり、親牛 100 頭、子牛 80 頭を飼育されて、申請地にも牧草を作付けされるとの予定です。 また、トラクター５台、ショベル５台を保有しています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場　なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 109 番について、審議いたします。それでは、中之内委員の報告をお願いいたします。
委員	中之内	それでは会長より依頼のありました番号 109 番を報告いたします。 議案書は８ページ、総会資料は 25 ページでございます。 譲渡人は、神奈川県相模原市緑区にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町伊﨑田鍋にあります有限会社〇〇　代表取締役〇〇さんでございます。 申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。 会社から約５分のところでございます。

	申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 有限会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と家族４人で、お茶や大麦若葉などを栽培されており、申請地にはアボカドを作付けする予定とのことでございます。 また、農機具につきましては、摘採機５台、トラクター５台などを所有されております。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、９ページ、番号 110 番と、番号 111 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 よって、番号 110 番と番号 111 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。 それでは、坪山委員の報告を２件まとめてお願いいたします。
委員　坪山	会長より依頼のありました番号 110 番と番号 111 番を報告いたします。 議案書は９ページ、総会資料は 26 ページでございます。 調査日は、８月 16 日でした。 まず、番号 110 番の譲渡人は、有明町野井倉の押切東自治会にお住まいの〇〇さん、73 歳で、譲受人は、同じく有明町野井倉の高吉自治会にお住まいの〇〇さん、46 歳でございます。 申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。 譲受人宅からは、徒歩で１、２分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 次に、番号 111 番の譲渡人は、有明町野井倉の高吉自治会にお住まいの〇〇さん、78 歳でございます。 譲受人は、先ほどの番号 110 番と同じく〇〇さん、46 歳でございます。 議案書は９ページ、総会資料は 26 ページでございます。 申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。 譲受人宅からは、徒歩で１、２分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきまして

	は、規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、農作業経験は約 20 年あるということで、両親と３人で、主に甘藷を栽培しております。 申請地には、甘藷を作付けするとのことでございます。 農機具につきましては、耕運機１台を所有されております。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 110 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 111 番につきまして、何かご意見ございませんか。
委員　隈元	総会資料 26 ページの 4787 番 2 には、何か建物が建っているように見えるのですが、どうなんでしょうか。
事務局　花木	総会資料は住宅地図を張り合わせていますが、ずれておりまして、実際はそこには建物はありません。農地となっております。
議長　萩迫	他にご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 112 番について、審議いたします。それでは、杤山委員の報告をお願いいたします。
委員　杤山	会長より依頼のありました番号 112 番を報告いたします。 議案書は９ページ、総会資料は 27 ページから 29 ページです。 譲渡人は、鹿児島市明和にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、15 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、新規就農でございます。 〇〇さんは、両親と弟さんとでお茶を栽培しており、申請地には自家消費野菜等を作付する予定とのことです。 また、本人は農機具等を所有していませんが、実家の隣の畑なので、実家のトラクターを借りるそうです。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の

	適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、10 ページ、番号 113 番について、審議いたします。それでは、平川委員の報告をお願いいたします。
委員　平川	会長より依頼のありました番号 113 番を報告いたします。 議案書は 10 ページ、総会資料は 30 ページです。 譲渡人は、神奈川県平塚市広川にお住まいの〇〇さん、80 歳、譲受人は、有明町野神に事務所のある株式会社〇〇　代表取締役〇〇さん、46 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人の松山事務所からは、５分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と作業班７人の常時雇用者で、お茶を主に栽培されており、申請地には、お茶を作付する予定とのことです。 また、トラクター１台、乗用巻取機２台、摘採機３台、肥料散布機１台、防除機１台を保有されています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 114 番について、審議いたします。それでは、竹吉委員の報告をお願いいたします。
委員　竹吉	会長より依頼のありました番号 114 番を報告いたします。 議案書は 10 ページ、総会資料は 31 ページです。 譲渡人は、佐賀県伊万里市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町原田にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅の前にあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきまして

		は、規模拡大でございます。 　〇〇さんは、認定農業者であり、主に２人でお茶を栽培しており、申請地にもすでにお茶が作付けしてあります。 　また、トラクター１台、乗用摘採機５台を保有しております。 　以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 　ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場　なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 　次に、番号 115 番について、審議いたします。それでは、杤山委員の報告をお願いいたします。
委員	杤山	会長より依頼のありました番号 115 番を報告いたします。 　議案書は 10 ページ、総会資料は 32 ページです。 　譲渡人は、有明町野神にお住まいの〇〇さん、62 歳です。 　譲受人は、有明町山重にお住まいの〇〇さん、51 歳です。 　申請地は、議案書に記載されているとおりです。 　譲受人宅からは、１分のところにあります。 　申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。 　〇〇さんは、父親と、水稲、ソバ等を栽培しており、申請地にはソバを作付けする予定とのことです。 　また、トラクター１台、自走式田植え機、コンバインを保有しています。 　以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 　ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場　なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 　次に、11 ページ、番号 116 番について、審議いたします。それでは、嶽委員の報告をお願いいたします。
委員	嶽	会長より依頼がありました番号 116 番を報告いたします。 　議案書は 11 ページ、総会資料は 33 ページから 36 ページです。 　譲渡人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さん。 　譲受人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。

		申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅の隣になります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、会社員ではありますが、兼業で 10 年以上自家消費用の水稲を栽培しており、申請地には、自家消費用の野菜を、また空いたスペースには飼料を作付けする予定とのことです。 トラクター等の農機具は、お母様が所有しており、生産牛を飼育されておりますので、借りて営農していくとのことでありました。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場　なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって日程第４、議案第 48 号、農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第５、議案第 49 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。 まずは、13 ページ、番号９番を審議いたします。現地を調査された福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	議案第 49 号、番号９番について報告いたします。 調査日は、８月６日、調査員は、上野委員、本田委員と私、福岡です。 目的は、農家住宅で、現地調査を行いましたが、申請内容に疑義が生じたため、今回は審議保留とし、来月以降の継続審議として提案いたします。 よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場　なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、福岡裕幸委員から継続審議という提案がありましたが、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、番号９番は、継続審議とすることに決定いたしました。 次に、番号 10 番を審議いたします。現地を調査された同じく福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	議案第 49 号、番号 10 番について報告いたします。 調査日は、８月６日、調査員は、上野委員、本田委員と私、福岡です。 譲渡人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

	譲受人は、有明町蓬原〇〇番地〇にあります株式会社〇〇　代表取締役〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんと〇〇さん本人でした。 申請地の場所、所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 用途区分変更の目的は、農業用車庫です。 茶畑の一部を今回変更するに際し、残りの農地への雨水等が流入しないように土嚢等をするとの対策を確認しました。 申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。 以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分変更及び農地転用しても問題ないのではないかとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 よって日程第５、議案第 49 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、番号 10 番のみ計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第６、議案第 50 号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、15 ページ、番号 26 番を審議いたします。 現地を調査された本田委員の報告をお願いいたします。
委員　本田	議案第 50 号、番号 26 番について報告いたします。 調査日は、８月６日、調査員は、上野委員、福岡委員と、私、本田です。 譲渡人は、有明町伊﨑田の〇〇さんです。 譲受人は、有明町伊﨑田の有限会社〇〇　代表取締役〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等についてはそれぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 なお、有明町伊﨑田 3349 番 4 については、令和８年第７回定例総会の議案第 44 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号８番で審議されています。 転用目的は、個人農業施設の建設のためです。 申請地の畑は、10ha 以上の農地の広がりがあるため、第１種農地に該当します。 第１種農地の農地転用は原則不許可ですが、許可できる場合の農業用施設等に該当します。

	以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号27番を審議いたします。 現地を調査された鎌田委員の報告をお願いいたします。
委員　鎌田	会長より依頼がありました議案第50号、番号27番について報告をいたします。 議案書は15ページ、総会資料は47ページから49ページです。 調査日は、８月６日、調査員は、神宮司委員、宮脇委員と私、鎌田です。 譲渡人は、松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等ついては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。 転用目的は、農家住宅です。 〇〇さんは、お父さんと一緒に甘藷を栽培しており、圃場が近い場所に、今回、農家住宅を建てたいとのことでした。 排水は、集水枡で集め、市道側の側溝に放流するということです。 この件に関しましては、令和８年第３回定例総会、議案第17号、番号７番で審議した内容でありますが、当時は、この地図の申請地の横に申請されたこともありまして、当時の申請地では、農振農用地区域からの除外許可が見込めないということで、その件を取り下げて、今回新たに申請をするところでございます。 申請地の農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりがあるため、第１種農地に該当いたします。 第１種農地の農地転用は、原則不許可ですが、申請地は、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見たところでございます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）

議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号28番を審議いたします。 番号28番は、令和８年第６回定例総会の議案第38号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号７番で審議されましたところの５条申請でございます。 これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第６、議案第 50 号、農地法第５条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第７、議案第 51 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。 はじめに、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。
事務局　中吉	議案第 51 号の農用地利用集積等促進計画（案）の利用権の設定分について、ご説明申し上げます。 議案書は、17 ページから 18 ページと本日お配りしている別紙となっております。 まずは、議案書の別紙の総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回の促進計画（案）は、始期が令和８年度の 11 月１日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 9,083 ㎡、畑が 5,039 ㎡、樹園地が 26,388 ㎡、その他が 11,515 ㎡で、合計しますと 52,025 ㎡となっております。農地の地権者数は 12 名、耕作者となる配分予定者は 12 名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件である耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。 以上で、議案第 51 号、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権の設定分について説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	それでは、18 ページ、番号１番から、19 ページ、番号 24 番までと、17 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第７、議案第 51 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認

	については、提案のとおり決定いたしました。 　次に、日程第８、議案第 52 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見についてを議題とします。 　はじめに、番号５番を審議いたします。 　番号５番は、先ほどの議案第 49 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号９番で審議されましたところの地域農業経営基盤強化促進計画変更でございますが、同じく継続審議としたいと思います。 　これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　　委員	（会場　なし）
議長　　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。継続審議で決定することに、ご異議ございませんか。
会場　　委員	（会場　異議なし）
議長　　萩迫	異議なしと認めます。 　よって、日程第８、議案第 52 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見については、農業委員会としては、継続審議の意見を付し、市長へ報告することに決定いたしました。 　以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

	上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。 議　長 委　員 委　員